

令和元年10月10日

治験依頼者各位 殿

富山大学附属病院長 林 篤 志

消費税法等改正に伴う治験にかかる費用について

貴社におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、消費税法等の改正により令和元年10月1日付けにて消費税率及び地方消費税（以下、消費税率）が引き上げられることになりましたが、本院では治験の契約における研究費の消費税率の扱いについては、下記のとおり対応させていただきます。

また、研究費の変更に伴う変更契約については、別紙変更契約書により締結させていただきますので、よろしく願いいたします。

消費税率の扱いについて、他大学の状況の調査などにより本院の対応が遅れたことをお詫び申し上げます。

記

1. 令和元年9月30日以前の契約で契約期間が令和元年10月1日以降続く契約については、新税率の消費税率10%を適用する。
2. 前項の取り扱いに関わらず、契約が平成31年3月31日以前に締結された場合は、「令和元年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置」により旧税率の8%を適用する。
3. 平成31年3月31日以前に締結され契約期間が令和元年10月1日以降続く契約において、平成31年4月1日以降に症例数の増などにより変更契約をした場合は、変更契約分については新税率10%を適用する。

※今回の変更契約は、消費税率の引き上げに伴い研究費積算における被験者負担軽減に係る部分に変更になります。

以上